

尼崎市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成28年6月27日 午後4時05分～午後5時58分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員	教育長	徳田耕造
	教育長職務代理者	濱田英世
	委員	仲島正教
	委員	磯田雅司
	委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	高見善巳
教育次長	西川嘉彦
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	富永謙一
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
社会教育部長	舟本康弘
こども青少年本部長	細川直樹
企画管理課長	牧直宏
学務課長	高木健司
学校保健課長	村田和彦
学校教育課長	高橋利浩
教育総合センター所長	佐藤喜代子
社会教育課長	中川まゆみ
こどもの育ち支援センター準備担当課長	友弘真由美

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第47号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第48号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第49号 尼崎市立教育総合センター管理運営規則について
- (4) 議案第50号 尼崎市立視聴覚センター運営規則を廃止する規則について
- (5) 議案第51号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
- (6) 議案第52号 尼崎市社会教育委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル」の作成について
- (2) 平成27年度における学校・園の評価について
- (3) こどもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時05分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長           それでは、これより日程に入ります。  
                          日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。

企画管理課長        5月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでござい  
ます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長           報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長           質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。  
                          5月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員            異議なし

徳田教育長           異議なしと認めます。  
                          よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長           次に、日程第2「議事」に移ります。  
                          「議案第47号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則につ  
いて」ですが、審議の都合上、「議案第49号 尼崎市立教育総合センター管理運営規  
則について」の後に審議することといたします。ご了承ください。

徳田教育長           続いて、「議案第48号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規  
則について」を議題とします。  
                          提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長            それでは、議案第48号「尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正す  
る規則」について、議決を求めるものでございます。  
                          それでは、お手元の資料は31ページからでございますが、1枚おめくりいただ  
き33ページの議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。1 改正理由で  
ございます。尼崎市修学援助金制度（以下「本制度」という。）は、あまがさき行  
財政構造改革推進プランにおいて、国の新たな施策の動向等を踏まえる中で、国制  
度への転換を基本に、制度の見直しについて検討してまいりました。平成26年度  
より、兵庫県において創設されている高校生等奨学給付金制度への転換を見据え、  
従来の助成額の水準（国公立年額60,000円、私立年額72,000円）を維持できるよ  
う、平成26年度において尼崎市修学援助金の交付に関する規則の全部改正を行っ  
てまいりました。平成28年度、高校生等奨学給付金制度の給付額について変更が  
あったため、同規則の別表第2の交付額について変更を行うものでございます。2

改正内容でございます。別表第2の交付額について、国公立高校（通信制以外）の特定対象生徒（非課税世帯）を22,600円から500円に、国公立高校（通信制）の特定対象生徒の第1子を32,200円から第2子と同額の23,500円に、私立高校（通信制以外）の特定対象生徒（非課税世帯）を34,000円から4,800円に、私立高校（通信制）の特定対象生徒（非課税世帯）の第1子を43,100円から第2子と同額の33,900円に改めるものでございます。以上、これらの内容につきましては、県からの給付額が特定対象生徒に対し増額された分、本市からの給付額を減少し、これまでから実施してまいりました本制度の給付額を一定維持したものでございます。3 施行期日でございますが、平成28年7月1日からでございます。説明は以上でございます。宜しくご審議賜りますよう、お願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 県からの支給額と調整を図って、同じ水準を保つようにしているのか。

学務課長 お見込みのとおりです。尼崎市修学援助金制度は、昭和52年より市単独で当該事業を実施しておりましたが、平成26年度から県でも実施されるようになり、市単独で実施していた時の水準と変わることがないように、県の基準の方が少ない階層については差額分を支給するようにしています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。  
「議案第48号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。  
よって、「報告第48号」を報告のとおり承認いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第49号 尼崎市立教育総合センター管理運営規則について」および「議案第50号 尼崎市立視聴覚センター運営規則を廃止する規則について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。  
提案理由の説明を求めます。教育総合センター所長。

教育総合センター所長 議案第49号および議案第50号を一括でご説明させていただきます。  
はじめに、議案第49号「尼崎市立教育総合センター管理運営規則の制定について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、48ページをお開き願います。本規則案は、教育総合センターが旧聖トマス大学へ移転することに伴い、尼崎市立教育総合センター管理運営規則の制定について審議を求めるものでございます。それでは、規則案の主な内容につきまして、議案説明資料にてご説明いたします。恐れ入りますが、53ペー

ジを開きください。まず、1の「制定理由」でございますが、教職員研修の充実を図るとともに、先進的研究の拠点とするため、教育総合センターが旧聖トマス大学へ移転することに伴い、管理運営規則を制定するものでございます。次に、2の「制定内容」でございます。尼崎市立教育総合センター条例の規定に基づき、尼崎市立教育総合センターの管理について必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき教育総合センターの運営について必要な事項を定めるものでございます。具体的には、新しい教育総合センター条例の中に他のものが研修室を利用する場合の項目を追加されていることから、それらに関する内容は新しい管理運営規則から省かれております。なお、内容の読上げにつきましては割愛させていただきますので、ご清覧たまわりますようよろしくお願いいたします。また、資料としまして54ページから現行の尼崎市立視聴覚センター運営規則をつけさせていただいております。次に、3の「施行期日」につきましては、平成28年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第49号についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案第50号「尼崎市立視聴覚センター運営規則を廃止する規則について」説明させていただきます。恐れ入りますが、59ページをお開き願います。本規則案は、教育総合センターが旧聖トマス大学へ移転することに伴い、尼崎市立視聴覚センター運営規則を廃止する規則について、ご審議を求めるものでございます。それでは、規則案の主な内容につきまして、議案説明資料でご説明いたします。恐れ入りますが、60ページをお開きください。まず、1の「廃止理由」といたしまして、旧聖トマス大学へ尼崎市立教育総合センターを移転させることに伴い、これまで尼崎市立視聴覚センターにおいて実施していた事業については、新たな尼崎市立教育総合センターにおいて総合的に実施するため、当該運営規則を廃止するものでございます。次に2の「現行規定内容」は、尼崎市立視聴覚センター条例の規定に基づき、尼崎市立視聴覚センターの運営について、必要な事項を定めるという尼崎市立視聴覚センター運営規則の内容で、54ページから現行の規則文を載せております。次に、3の「施行期日」につきましては、平成28年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第50号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 資料52ページの「別表」に、「教育委員会が必要と認める教材」という欄が増えていますが、教育委員会に諮ってから貸し出しするような教材があるということか。

教育総合センター所長 教育総合センターでは、別表に記載されていない器具の種類や数量を把握しており、使用者から貸し出し申請があった場合は、必要性や数量などから総合的に判断し、貸し出し許可を出すようにしています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

「議案第49号」および「議案第50号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第49号」および「議案第50号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第47号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」および「議案第51号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。

提案理由の説明を求めます。管理部長。

管理部長 それでは、「議案第47号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」および「議案第51号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」一括してご説明いたします。教育総合センターの分掌事務や個別専決事項等の規定を整理する必要が生じたことから、このたび関係規程の改正を行おうとするものでございます。

まず、27ページの議案第47号『尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則』につきまして、ご説明をさせていただきます。この規則は、教育委員会事務局の内部組織に属する教育機関の事務の分掌に関して定めたものでございます。改正内容といたしましては、29ページの新旧対照表にございますとおり、現行教育総合センターの分掌する事務から、第2号「教育・障害福祉センターの維持管理に関すること」を旧聖トマス大学への移転により削除するとともに、第10号「視聴覚センターの運営に関すること」を視聴覚センターの廃止により削除いたします。また、これまで視聴覚センターにおいて実施していた事業につきましては、移転後の教育総合センターにおいて総合的に実施することとなりますため、改正後の第2号に「教育総合センターの運営に関すること」を加えるとともに、第11号に「その他教育総合センターの事業に関すること」を加えるものでございます。さらに、30ページの別表にございますとおり、教育総合センターの位置を変更いたしております。

続きまして、61ページの議案第51号『尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明申し上げます。この規程は、教育機関における専決事項など、事務処理を進める上で必要なことがらを定めたものでございます。改正内容といたしましては、62ページの新旧対照表に記載しております。これまで視聴覚センターにおいて実施していた事業につきましては、移転後の教育総合センターにおいて総合的に実施することとなりますため、教育総合センターに関する個別専決事項につきまして、第4号から第7号中「視聴覚センター」の文言を「教育総合センター」に改めるものでございます。なお、最後になりましたが、施行期日はどちらも、条例の施行期日に合わせて、平成28年7月1日としております。

簡単ではございますが、以上で、教育総合センターの移転及び視聴覚センターの廃

止に伴う規則と規程の改正についてご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 資料 28 ページの「6 級事業所」とは何か。

管理部長 6 級事業所とは、課長級が所属長となる事業所のことです。他にも、7 級事業所は部長級が所属長であり、4 級事業所は係長級が所属長となる事業所があります。以前は、教育総合センターも 7 級事業所でしたが、組織の簡素化を図るため、現在は 6 級事業所となっています。

磯田委員 資料 29 ページの新旧対照表で、第 4 条（6）の文言を、読点から「又は」に変えたのはなぜか。意味に違いがあるのか。

管理部長 具体的な意味の違いはございませんが、現在、主流となっているの文言の使用方にそろえたものです。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。  
「議案第 4 7 号」および「議案第 5 1 号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第 4 7 号」および「議案第 5 1 号」を報告のとおり承認いたしました。

徳田教育長 次に、日程第 3 の「協議・報告事項」に移ります。  
「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアルについて」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。学校保健課長。

学校保健課長 資料は、3 種類ございます。1 番目に、82 ページ「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル作成について」A4 判縦長 1 枚の資料、2 番目に、83 ページから 101 ページ「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル」A4 判両面資料、3 番目に、102 ページから 111 ページ「学校給食における異物混入事案での対応について」A4 判両面資料でございます。

恐れ入りますが、82 ページの「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル作成について」をお開き願います。「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル作成」につきまして、ご説明申し上げます。1 このマニュアルの作

成の経緯でございますが、学校給食における衛生管理につきましては、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、県教育委員会の「学校給食衛生管理マニュアル」、本市が定めました「尼崎市学校給食 作業基準・衛生管理基準」に基づきまして、実施しているところでございます。しかし、昨今、神戸市の中学校給食や奈良県生駒市など全国的に学校給食への異物混入事案が多発し、102ページの兵庫県教育委員会から「学校給食における異物混入事案での対応について（平成28年3月17日付け教体第1801号）」の通知もありましたことから、さらなる衛生管理や品質管理・安全確保体制の強化を図るとともに、様々な状況に応じた的確な判断と迅速な対応ができる仕組みづくりを行いますために、「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル」を作成いたしました。今までも、異物混入対応につきましては、作業基準・衛生管理基準のいろいろなところに散りばめられてありましたが、このたび、異物混入対応専用の具体的な事例を盛り込みました、今までよりも詳しい「学校給食異物混入対応マニュアル」を作成いたしました。2 マニュアルの概要でございますが、(1)異物の定義、(2)異物混入の防止策、(3)異物混入事案発生時の対応の主に、3つから構成しております。(1)異物の定義につきましては、人に悪影響を及ぼしうるガラス及び金属等とし、健康被害の恐れが高い危険物と低い非危険物とに区分いたしました。異物の混入は、農家などの生産時、トラックでの輸送時、食品工場内で加工時、工場内での保管時、各校の給食室での調理過程、給食室から教室までの運搬時、教室内での混入などといういろいろな可能性が考えられます。(2)異物混入の防止策といたしまして、学校給食施設及び設備、教室内、物資の検収・保管、調理過程等におけます、具体的な防止策を今までよりも詳しく示しております。(3)異物混入事案発生時の対応につきましては、給食を中止または、継続の判断基準を定めました。また、異物混入発生事案の公表方法を定めました。万が一、健康被害がありました場合は、今までの取扱いと同じですが、報道機関へ情報を提供いたします。また、年に1回異物混入発生状況を学校保健課のホームページに、県と同じ様式を使いまして、掲載を考えております。この年に1回の公表は、県に習いまして、今回から初めての取扱いでございます。3 周知方法につきましては、小学校41校及び特別支援学校1校にマニュアルを送付いたしまして、7月7日に開催予定しております栄養教諭及び栄養職員40人を対象としました衛生管理講習会や、毎年、定例の学期に1回開催しております、栄養教諭及び栄養職員、調理師を対象といたしました衛生管理講習会（8月30日開催予定）におきまして、マニュアルを説明いたしまして、取扱いの徹底を図りたいと考えております。また、現在も教育委員会事務局職員の管理栄養士が各校へ行き、衛生管理の確認を行っておりますが、今回、マニュアルを作成いたしましたので、マニュアルどおり各校で実施できているか、巡回頻度を高めて確認に行こうと考えております。また、7月下旬に開催予定しております尼崎市学校給食協会の理事会、8月下旬に開催予定しております尼崎市学校給食協会評議員会へ報告を考えております。4 このマニュアルの適用開始時期につきましては、平成28年9月1日（平成28年2学期）から開始を考えております。83ページをご覧くださいませでしょうか。これが今回のマニュアルでございます。今までと変わりましたところは、今までの衛生管理マニュアルから

異物混入防止に関する箇所を抜粋しまして、よりきめ細やかな具体的な対応を定義しました。また、85ページの下から3行目のところですが、原則として、原材料そのものに由来する物質（魚の鱗や骨、たまねぎの皮、米ぬかなどや変色部分は異物と考えない）というところがございます。異物の区分につきましては、県のマニュアルに基づき、整理いたしました。その他に、2ページをめくっていただきますと、給食室での事故防止策がありますが、これは先進市の事例や本市のヒヤリハット事例を掲載しまして、より具体的な事故防止策を図りたいと考えております。さらに、99ページの「学校給食における異物混入事案発生報告書」の様式でございますが、県のマニュアルに習いまして、詳細なものに変えました。次のページは、年1回の異物混入を学校保健課ホームページに掲載する内容の様式でございます。県の様式と統一しております。102ページをご覧くださいませでしょうか。これが県のマニュアルでございます。県は、県立学校 特別支援学校が管轄になっております。参考に本市にも、資料が送られてきました。この県のマニュアルが本市に送られてくる前に本市のマニュアル書（案）が概ねできあがっておりましたが、県のマニュアルの内容を再度確認し、様式を県に合わせました。

以上で、「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル作成について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 県のマニュアルとは別に、市のマニュアルを作成したのはなぜか。

学校保健課長 県のマニュアルと異なる内容はありませんが、学校給食では、センター方式と自校方式があり、本市は自校方式ですので、自校方式に関する箇所をより詳しく具体的に記載しております。

磯田委員 小学校41校のなかで、管理栄養士は何名いるのか。

学校保健課長 管理栄養士としてはございませんが、県費負担の栄養教諭等と市費負担の栄養職員を併せまして、合計40名おります。

磯田委員 マニュアルには、管理栄養士による衛生面のチェックを行うようになっているが、それはちゃんと機能しているのか。

学校保健課長 機能しています。栄養教諭等が加熱の徹底や異物混入に限らず、衛生面を毎日チェックをしております。また、事務局職員（学校保健課の管理栄養士）の学校現場の巡回も行っております。

磯田委員 毎日欠かさずチェックが入っていると理解していいですね。

民間委託はどの程度進んでいるのか。

学校保健課長 給食室の整備は、「わかば西小学校」と「尼崎養護学校」の2校を除く40校で整備しております。委託については、直営（尼崎養護学校を含める）は9校、委託は33校となっております。

磯田委員 各学校や保護者の方々と学校給食運営委員会を開催していたと思うが、継続的に行われているのか。

学校保健課長 継続的に行っており、万が一何か起きた場合には、改善を図るようにいたしております。

磯田委員 現場との風通しは良く保たれているのですね。その点のマニュアルが作成できれば、より現場との意思疎通が図れていいと思う。

徳山委員 異物混入についてですが、蚊は危険物になるのか。

学校保健課長 蚊は非危険物に含まれます。

徳山委員 給食室周辺にも小さな虫はいるかと思う。その混入1つ1つをホームページで公開していくということか。

学校保健課長 資料98ページをご覧ください。非危険物につきましては、年1回ホームページで公開することとしています。万が一、健康被害があった場合には、速やかに報道機関へ情報提供を行います。

仲島委員 「栄養教諭」と「栄養職員」の違いはなにか。

学校保健課長 学校栄養職員については、学校給食を通して食育を行っております。栄養教諭は「食に関する指導の充実」を主旨として配置されており、学校給食以外の視点からも食に関する指導を行っております。

仲島委員 「栄養教諭」と「栄養職員」は役割が少し違うが、各学校に1名ずつ配置はされていない。それでは、学べない点もあるかと思うが、その点はどうか。

学校保健課長 「栄養教諭」には学校給食に関することも含まれております。「栄養職員」には学校給食を通じて食への展開を図る項目がありますので、大きく欠けるということはないと考えております。

濱田委員 もし、万が一何かあった時は、学校長はどれだけ関わることができるのか。

学校保健課長 万が一何かがあった場合には、すぐに学校より学校保健課へ連絡が入るようになっております。もし、危険な異物が混入していた場合は、学校保健課の係長もしくは担当者が現場へ出向き、原因究明を行います。資料 97 ページをご覧ください。給食を中止するか継続するかの判断ですが、資料には判断基準を掲載しておりますが、実際にはいろいろな事例がありますので、一概にこの基準で判断することは難しいため、現場の状況などを含めて、学校と学校保健課が一体となって判断を行います。その後、児童生徒や保護者に対して連絡や説明を行います。

濱田委員 業者側との連絡は学校長が行うことができるのか。

学校保健課長 もちろんできます。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

徳田教育長 続いて、「平成 27 年度における学校・園の評価について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、平成 27 年度学校評価報告について、説明させていただきます。資料 112 ページをご覧ください。学校評価につきましては、学校教育法及び学校教育法施行規則で規定されております。各学校園は、学校教育法施行規則第 66 条、68 条にありますように、学校園の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価し、その結果を設置者に報告するとあります。この報告は、報告された学校評価を各校園種ごとにまとめたものになります。112 ページは表紙になっておりますが、この報告書の構成、活用について記載しています。具体的な報告書の構成について説明します。校園種ごとに平成 27 年度の評価の値を 4 段階評価の平均値で記載しております。なお、数値は上下 2 段で記載されており、下段の括弧の値は、平成 26 年度の値となります。評価Ⅰは教職員による自己評価、評価Ⅱは校園長による評価、評価Ⅲは学校関係者評価となっています。また、校園種ごとに学校関係者の評価を好ましい評価、改善が求められる評価、問題提起に分けて抜粋したものと、平成 27 年度に行った具体的な取組例とその成果についてまとめたものを記載しております。本日は、時間の関係もございませんので、具体的な取組の中で、特に学校に伝えたい内容等の特徴的な部分のみの説明をいたします。なお、説明内容と関連した取組について、下線を引いております。「2 学校評価報告の活用」については、学校、教育委員会の 2 つの立場から活用の仕方を記載しています。各学校には、1 学期中に校長会でこの評価報告を提示し、2 学期以降の学校運営にいかしてもらえるようにしたいと考えております。また、「よい取組」「成果のあった内容、取組」等を現場に返すことによって、その内容を広めたりできるようにしていきたいと考えています。なお、裏面になりますが、113 ページには、報告までの流れを図示しています。例年通りですので、説明は割愛させていただきます。

それでは、幼稚園から説明させていただきます。114 ページをご覧ください。学校

評価平均値については、すべての項目において、「3」以上の評価になっています。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる」と、「2 心の教育を充実させ、自己実現の意識の高揚を図る」については、学校関係者評価が 3.7 となっており、非常に高い評価となっています。「3 食育や体育を充実させ、健康な体づくりに取り組む」をご覧ください。食育の取組として、園児が栽培収穫した野菜を家庭に持ち帰って食べる機会を設けたり、弁当参観・食育指導・歯磨き指導などに計画的に取り組む、望ましい生活習慣の育成について保護者へも呼びかけを行いました。また、幼児が体を動かす楽しさを実感し、できないことができるようになる喜びや達成感を味わえるよう、竹馬・フープ・縄跳びを保育に取り入れています。115 ページ、「5 家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」をご覧ください。各園では、専門的な知識を持つ講師を積極的に招聘し、教職員が学ぶ機会を設けています。また、園だよりや、ホームページによる情報発信とともに、地域の幼児教室サークル、町内自治会等にオープンスクールや子育て支援事業の案内やポスターの掲示を依頼するなど、開かれた学校園づくりに取り組んでいます。116 ページをご覧ください。これらの取組に対して、学校関係者からは、「年齢の低いうちに色々な味を知ること、感謝して食べることは大切なことである。食べることで体力づくりにもつながっていくと思う。」「日々、園庭で体を動かして遊ぶ姿がよく見られた。この時期に十分に体を動かすことを大事にしていると感じる。」「家庭と地域と幼稚園の関係性は極めて深く、地域住民ボランティアも多数いる。幼稚園は地域に信頼され、活力に満ちており、地域と一緒にになって様々な教育活動が実現できている。」と好ましい評価がされています。一方、改善が求められる評価に、「公立幼稚園の保育のよさは、市民にはあまりうまく伝わっていないと感じる。」とあることから、幼稚園が行政や関係機関と連携を図りながら、様々な方法で、より一層幼稚園の取組や情報を発信していくことが今後も求められています。117、118 ページには、各園の具体的な取組例をまとめていますので、後ほどご覧ください。

119 ページをご覧ください。小学校の報告になります。小学校については、平成 26 年度から大きな変化は見られず、ほぼ同様の評価となっています。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる」をご覧ください。各学校では、学力向上アクションプランに基づき、放課後学習の実施や家庭学習の内容や時間等を記録する家庭学習ノートの作成など、各校の課題に応じた取組を進めています。120 ページをご覧ください。「5 家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」をご覧ください。開かれた学校づくりへの取組では、学校だよりやホームページで教育活動の情報や学力調査や学校評価の結果、学力向上に向けた取組の発信を行うなど、学校の取組を積極的に発信しています。家庭や地域と情報を共有することによって、連携を深めるとともに、信頼関係の構築につなげています。また、若手教員の研修会を定期的実施し、中堅、ベテラン教員の指導を受けることで、若手教員の資質の向上に向けた取組が行われています。121 ページをご覧ください。これらの取組に対して、学校関係者からは、「基礎学力向上に向けての朝や昼の短時間の学習や家庭学習ノートの活用、放課後学習の取り組みはとても効果がある。」「PTA との連携や地域との交流会など、学校の様子を随時ホームページや学校だよりでお知らせできている。」「若手教師が多数を占める中、若手教師の教師力向上は学校力の充

実に向けて重要課題である。定期的に若手教師の研修会が実施できていることは評価できる。」と、好ましい評価がされています。一方、問題提起の1つ目「自分で学習し、じっくりと考え、自分で解決できる力をつける取り組みを行って欲しい。」にあるように、各学校では、主体的・協働的な授業改善への取組を更に進めていくことが必要と感じており、現在、各学校でアクティブ・ラーニングを取り入れた授業改善への取組が進められております。122、123 ページは、各校の具体的な取組例を記載しております。

124 ページをご覧ください。続いて、中学校の報告です。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につける」をご覧ください。少人数指導や習熟度別学習、放課後学習など、個別の実態に応じたきめ細やかな指導や、ICT の活用などの生徒の学習意欲や内容理解に効果的な指導が行われました。また、「学習の手引」の配布や、学習計画表の作成など、家庭学習への啓発も行われ、e ラーニングによる家庭学習の促進への取組が行われています。「2 心の教育を充実させ、自己実現の意識の高揚を図る」をご覧ください。各学校では、組織的な生徒指導体制と、家庭訪問を大切にするなどの丁寧できめ細かな対応により、生徒が落ち着いた学校生活を送ることができており、様々な問題行動への予防にもつながっております。また、生徒の進路実現のために、進路学習ノートを活用したキャリア教育が進められています。126 ページをご覧ください。これらの取組に対して、学校関係者からは、「放課後学習や土曜日学習は、学びの機会・場の提供につながっている。」、「個に応じた授業形態の取組は、生徒の授業中の表情も活気があり、学習に前向きな姿勢が感じられる。」、「先生が家庭訪問を大切にしているなど、丁寧な対応が地域の信頼につながっている。」など、好ましい評価がなされています。一方、問題提起として「授業で、もっと自主的な発言の場面を多く設ける必要がある」との評価があり、小学校同様に、どの教科においても主体的に取組むような授業改善への取組を進めていくことが求められています。127、128 ページは、各校の具体的な取組例を記載しております。

129 ページをご覧ください。尼崎養護学校の報告です。評価の数値に網掛けをしておりますのは、平成 27 年度の評価の平均値が、平成 26 年度の評価の平均値より 0.3 ポイント以上の増減があった項目です。尼崎養護学校につきましては、各項目において、特に評価 I の教職員評価が平成 26 年度に比べ、大きく上がっています。その要因として、校内の組織体制や研究を見直したことや、センター校としての取組を意識したことなど、PDCA サイクルを活用した改善に努めたこと等が挙げられます。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる」をご覧ください。個別の指導計画、個別の教育支援計画を学部・学年で検討することを通して、児童生徒の実態と課題を共有化しています。また、ICT など新しい機器や方法を取り入れることで、授業づくりの工夫改善が図られており、児童生徒の生活体験を補う取組となっております。130 ページをお願いします。「6 教育目標・研究テーマ」をご覧ください。市内の小中学校に対して巡回相談を行い、これまで蓄積してきたノウハウの提供をするとともに、新たに教育総合センターとの共催による特別支援教育コーディネーター研修を実施し、センター的機能の充実として特別支援教育の振興に寄与できたことが評価につながっています。これらの取組は、学校関係者からの評価にありますように、「ipad の活用で視覚支援など、先を見据えた教育は評価できる。」と、好ましいが評価されて

います。131 ページは、具体的な取組例を記載しております。

132 ページをご覧ください。高等学校の報告になります。平成 27 年度については、市立尼崎、尼崎双星、城内・琴ノ浦、尼崎工業の学校評価を記載しております。133 ページをお願いします。「4 安全な教育環境を確保し、防災意識の高揚を図る」の項目では、平成 26 年度の評価と比べ、「達成」できた評価内ではありますが低くなっていることから、より一層の安全教育の充実が求められています。134 ページをご覧ください。学校関係者評価からも、「自転車運転のマナーを指導してほしい。」との問題提起がなされています。高校生の登下校の主な手段は自転車であり、自転車運転の安全教育は不可欠です。各校では、校外の数か所のポイントにおいて、教員が交代で行う「自転車安全運転指導」や、外部講師による「自転車安全教室」を実施していますが、今後も継続した取組が求められています。135、136 ページは、各校の具体的な取組例を記載しております。各学校の特長的な取組として、市立尼崎高校、双星高校において、「習熟度別授業」を実施し、きめ細やかな指導につなげています。城内・琴ノ浦高校においては、年 5 回の生徒面談習慣を実施することによって、生徒の基本的な生活習慣を確立することと教員が授業を大切にすることへの理解が深まりにつながっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 幼・小・中・高は、現場の評価は厳しく、学校長の評価で少し上がり、外部からの評価ではさらに上がっているという傾向にあるが、尼崎養護学校だけが現場の評価では満足度が高いにも関わらず、学校長からの評価が非常に厳しくなっているのはなぜか。養護学校特有の傾向なのか。

学校教育課長 幼・小・中・高は複数校の平均値となるが、尼崎養護学校は 1 校のみでの評価となるため、その時の校長の意向がそのまま結果に表れます。

濱田委員 これを機に他の学校ではどんな取組みをしているのかを広げて行ってほしい。  
これは学校側の評価や結果だと思うが、それを受けて教育委員会としての評価はどうか。

学校教育課長 今回の資料を校長会で配布し、他の学校の取組みで良いところを真似して行ってもらおうと考えております。そのため、良いところに特化した資料を作成しております。一方で、できていないところもしっかりをお伝えし、2 学期以降に取り組んでいってもらおうと考えております。

濱田委員 それはそれで良いと思いますが、教育委員会としてもしっかりと分析し、具体的にどのようにすればいいのかをはっきりと伝えて行ってほしいと思う。

徳田教育長 情報伝達だけではなく、指導も行っていってください。

磯田委員 先ほど、良いところについては網掛けをして分かりやすくしているとのことであったが、誤差の範囲以上に下がっているところについても、原因の分析が必要になってくると思うし、原因についても資料に記載しておいてほしい。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 次に、「子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。こどもの育ち支援センター準備担当課長。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 それでは、子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画について、ご説明させていただきます。旧聖トマス大学の施設を活用して「子どもの育ち支援センター」を作るため、子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画に係るものを策定していきたいと考えております。そのため、基本情報および政策形成プロセスを市報7月号および市のホームページに掲載し、市民の皆様からのご意見をいただこうと思っております。

それでは、基本情報について、ご説明させていただきます。まず、案件名は「尼崎市子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画について」、局課名は「こども青少年本部事務局 こどもの育ち支援センター準備担当」です。次に、現状ですが、近年、核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化などにより、子育ての悩みや不安を持つ親が増えており、また児童虐待の増加や不登校児童・生徒が多数存在しているなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増し、深刻なケースや痛ましい事件も発生しております。本市においても、発達障害やその疑いのある子どもの増加が見受けられ、子育てに悩みや不安を抱える親が増加するとともに、平成27年度の児童虐待相談件数は過去最高の1,752件となっており、平成23年度と比較すると3.4倍に増加している。更に年間30日以上学校を休んでいる不登校の児童・生徒は小学校中学校合わせて527人になっており、全国や兵庫県と比べ依然として高い出現率になっております。しかしながら、こうした事態に適切に対応するための体制等が限界にきている状況がございます。一方、青少年の健全育成施策については、青少年センターを中心に、青少年の居場所づくりをはじめ、青少年の主体的な活動支援など、様々な取り組みを行っているものの、今日的な課題の解消までには至っておらず、更に建物の老朽化が激しくなっております。この現状を踏まえて、問題点・課題ですが、あらゆる子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮するためには、親の養育力に応じた適切な親への支援を行うとともに、心身の発達に遅れなどが見られる子どもについては、予防的観点から、早期に把握し、早期に支援する必要があります。また、子どもの発達の中で露呈するさまざまな事象や課題（虐待、不登校等）などはさまざまな要因（子どもの発達の遅れ、親の養育力の低さや経済的問題など）が複合的に絡み合っている場合があります。こうした事態に適切に対応するためには、福祉、保健、教育などのさまざまな分野・機関による有機的な連携と、成長段階に応

じた切れ目のない支援が必要であるが、現在はそれぞれの機関が個別に支援を行っているケースが散見されます。また、青少年の健全育成施策については、身近な場所での青少年の居場所づくりなど、今日的な課題に対応した施策を検討するとともに、青少年センターの移転も視野に入れ、機能の再構築に向けた検討を行う必要があると考えております。こうした問題点・課題を踏まえまして、基本構想・基本計画の策定にあたっての考え方についてですが、1、子どもや子育て家庭に関するさまざまな悩みや不安に対応するとともに、子どもや子育て家庭の抱える課題や問題に適切に対応できるよう、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行う「子どもの育ち支援センター」を設置する。2、「子どもの育ち支援センター」は、子どもの育ち支援条例の基本理念を踏まえる。3、「子どもの育ち支援センター」は、旧聖トマス大学の施設活用と整備の方向を踏まえ、旧聖トマス大学の施設を活用する。4、青少年の居場所づくりをはじめとした青少年の健全育成施策については、青少年がさらに利用し参加しやすいものになるよう、旧聖トマス大学や地域の施設の活用を視野に、青少年センターの機能の見直しもあわせて、全市的な観点から検討を進める、としております。次に、政策形成プロセス計画書をご覧ください。まず、ステップ1の基本情報等の公表についてですが、6月20日に開催された政策推進会議において、基本情報と政策形成プロセス計画書について協議いただきました。次に、ステップ2の市民以降調査および素案の策定についてですが、7月1日から21日までの期間、市報および市のホームページで基本情報および政策形成プロセス計画書を掲載し、熟度が低い段階で、市民の皆様にご意見をいただきたいと考えております。それと並行して、基本構想・基本計画（骨格案）について、まず関係課長に出席いただいている庁内検討会議にて協議し、その後、市長および副市長を本部長・副本部長とするこども青少年本部でも協議していただくこととしています。8月には子ども・子育て審議会や青少年問題協議会で協議いただくことを考えております。9月には素案を完成させ、9月下旬の政策推進会議で完成いたしました素案について協議いただきたいと考えております。次に、ステップ3のパブリックコメント実施ですが、パブリックコメントの募集と同時に、市民説明会を実施します。パブリックコメントや市民説明会でのご意見をもとに、庁内検討会議・こども青少年本部、子ども・子育て審議会、青少年問題協議会で協議および審議を行い、案を完成させ、1月の政策推進会議で最終案に策定します。その後、策定した計画やパブリックコメントでいただいたご意見を公表したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員など関連するものをすべて統合するということか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員も子どもを支援しているので、子どもの育ち支援センターを作るにあたり、どのような体制が良いのか、関係課と調整を行っているところです。

仲島委員 西宮市の「こども未来センター」や伊丹市の「こども発達支援センター」と同じようなものと考えていいか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 西宮市も伊丹市も法律上の区分としては「児童発達支援センター」ですが、本市では障がい者に限定せず、児童虐待や教育に関する相談など幅広く、0歳から18歳までの子どもたちに活用してもらえたい施設にしていきたいと考えています。

仲島委員 せっかくなので、他の市にはないものを作っていきたいということですね。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 その方向性で関係課のと調整を行っている段階です。

仲島委員 幅広い機能を持った施設ができることは、とてもいいことだと思う。ただ、完成までの計画期間が長い。完成予定はいつか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 平成31年4月を目標にしています。

仲島委員 手続きも大切だと思うが、もう少し迅速に進めた方がいいのではないかと思う。

濱田委員 関係課はどこか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 家庭児童相談員や、健康増進課、地域保健担当、障害福祉課、ひと咲き施設整備担当、ひと咲き施策推進担当、学校教育課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、行政管理課です。

濱田委員 縦の繋がりだけでなく、横の繋がりも作れるようなかたちにしてほしい。また、このセンターができたからといって、センターだけですべてを網羅することはできないと思うので、今ある組織との連携をどうやって図っていくのかということも考えてほしい。

徳山委員 児童・生徒や保護者の方の相談窓口は設置されると思うが、教員が相談できる窓口は設置されないのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 一義的には、児童・生徒や保護者が主になるかと思いますが、支援センターの隣には、教員の研修を担当している教育総合センターもあるため、教育委員会とも連携しながら進めていきたいと思っています。

徳田教育長 次に報告をいただけるのはいつ頃になるか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 素案が完成し、パブリックコメントを行う前、9月頃を考えております。

こども青少年本部長      こども専門のケースワーカーを置き、また、生育歴が分かるような電子システムを導入し、切れ目のない支援を行えるようにしたいと考えております。財政的な問題もございますので、どこまで実現できるのか不透明ではありますが、取り組んでいきたいと考えております。これからもご支援賜りますようお願いいたします。

徳田教育長                他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

徳田教育長                次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長              教育委員会6月定例会報告事項について、平成28年5月24日から本日6月27日までの主要行事および7月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

5/31 第4回政策推進会議

(次期尼崎市議会定例会市長提出予定案件について ほか)

6/2 平成28年度兵庫県・尼崎市幹部連絡会議

6/7 6月市議会定例会

・6/7 本会議(提案理由説明)

・6/8、9、10 一般質問

・6/15 文教委員会

・6/22 本会議(委員長報告、採決等)

6/13 第2回教育委員協議会

6/20 第5回政策推進会議

(尼崎市子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画の策定に係る

「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について ほか)

6/27 教育委員会6月定例会

(学校教育関係)

6/15 成良中学校(野生生物保護功労者表彰)市長表敬訪問

6/25 尼崎市公立高等学校合同説明会

(社会教育関係)

5/26 尼崎市PTA連合会定期総会

5/28 尼崎市体育協会総会

(7月主要行事予定表)

7/4 第6回政策推進会議

7/7 第3回全国都市教育長協議会理事会

7/8 平成28年度中核市教育長会総会

7/11 平成28年度第1回総合教育会議

第3回教育委員協議会

7/12～15 7月市議会臨時会

7/13 阪神7市1町教育長協議会

7/20 第7回政策推進会議

7/25 教育委員会7月定例会

報告は以上です。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

徳田教育長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

～～～～～～～～～～以下 議事の概要は非公開とする～～～～～～～～

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会6月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時58分)

尼崎市教育委員会6月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。